

定 期 監 査 報 告 書

1 監査の対象課 全 課

2 監査の実施日 令和 7 年 1 月 9 日（木）から 1 月 20 日（月）まで

3 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項及び第 4 項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また最少の経費で最大の効果を上げるよう、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、基山町監査基準（令和 2 年 3 月 26 日施行）及び令和 6 年度基山町監査計画に基づき、令和 6 年度定期監査を実施した。

なお、監査に当たっては町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

4 監査の対象

（1） 工事請負契約

抽出した 6 件の工事請負契約について、書類審査を行った。

- ① 起工伺の手続は適正に行われているか
- ② 契約の方法は法令及び基山町契約規則に適合しているか
- ③ 入札保証金、契約保証金は適正に納入されているか
- ④ 完成検査は適正に行われているか
- ⑤ 検査確認結果報告書は作成されているか
- ⑥ 請求・支払は適正に行われているか
- ⑦ 契約変更に伴う措置は適正に行われているか

（2） 委託業務

抽出した11件の委託業務について

- ① 起案文書・契約書等で、委託の目的、理由、必要性等が適正に記載されているか
- ② 契約の方法は適正になされているか
- ③ 見積書の徴収は適正か

- ④ 委託内容の履行確認が確実にされているか
- ⑤ 請求・支払は適正に行われているか
- ⑥ 契約方法・契約内容・委託金額で改善できる点はないか

(3) 補助金等の交付状況

抽出した11件の補助金等の交付について

- ① 申請書等にその補助事業等の目的や計画内容・期待される効果がどのように記載されているか
- ② 補助事業等実績報告書で、決算収支の状況・期待された成果の実績をどう検証・評価したか
- ③ 補助金が、既得権化している団体に対する交付金額については、その金額の妥当性等を確認しているか
- ④ 補助金等の交付金額の算出根拠が不適正であるものはないか

(4) 収入未済額の状況

税務課・こども課・定住促進課・建設課・教育学習課の収入未済について

- ① 「佐賀県税事務所へ職員を派遣し、県と連携し、収納対策を行う。」とした令和5年度の計画に対する実績はどうだったか。また、そのノウハウは令和6年度で活用されたか
- ② 令和6年度に実施した収入未済の発生防止策及び今後の計画は
- ③ 令和5・6年度の差し押えの状況はどうだったか
- ④ 差し押えできる財産があるかどうかをいつの時点でどのように調査しているのか
- ⑤ 不能欠損処理をする場合の法的根拠を明確にしているか

5 監査の結果

令和6年度は、工事請負契約等の4項目について監査を行ったが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が予算や法令等に則り概ね適正に執り行われていると認められた。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

6 監査結果の意見

令和6年度の定期監査結果や課題等を踏まえ、「最小の経費で最大の効果を上げるように」という事を主眼とした意見を述べることとする。

(1) 工事請負契約の執行状況

- ① 工事は適正な起工伺の手続きを経て行われていた。
- ② 契約の方法は、法令及び基山町契約規則に適合していた。
- ③ 契約の変更があれば、その措置は適正に行われていた。また、恣意的に契約が分割されていた物件はなかった。
- ④ 予定価格の算出及び見積書の提出で問題はなかった。
- ⑤ 入札保証金・契約保証金は条件どおり適正に納入されていた。
- ⑥ 請求・支払は適正に行われていた。

(2) 委託業務

① 委託料の5年間の推移

(単位：百万円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
791	952	961	999	1,051

委託料が毎年大幅に増加している。令和5年度は前年より52百万円(5.2%)増加している。

- ② 起案文書で委託業務の内容説明を受けたが、特に問題点はなかった。
- ③ 見積書の徴収についての問題点はなかった。
- ④ 請求・支払は適正に行われていた。
- ⑤ 委託料の見直しにより効果が上がった事例の報告を求めたが、すべての課で該当なしの回答だった。

実績報告書で委託内容の履行確認をするときに、次回の契約で委託先のコスト削減・契約内容の改善に繋がるようなことを検討されたい。

(3) 補助金等の交付状況

- ① 公益的な観点から、下記の推移で補助金等を交付している。

(単位：百万円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
185	424	378	417	287

この交付は、本町の施策推進のために重要な役割を担っており、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

- ② 次回の補助金等の交付にあたっては、次の点に留意して適切な交付を実施されたい。

ア 補助金が既得権化・定額化している団体については、公益上の必要性、交付金額の妥当性を再度検討されたい。

イ 「交付期間の終期設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること」という行改新指針（総務省平成17年3月29日）が出されている。

ウ 地域経済の活性化の観点から、地産地消に繋がる農産物・農産加工品、森林資源を生かした事業を産業化し、農林業を底上げしていくための補助金制度の更なる強化を検討されたい。

- ③ 基山町補助金等検討委員会の提言書（令和2年10月）は補助金制度の改善に大きな効果があったと考える。社会状況も大きく変わってきているので、次年度は再度、検討委員会を設けることを計画されたい。

(4) 収入未済額の状況

- ① 令和2年度以前分の収入未済額（令和6年10月末現在）

(単位：千円)

町民税	7,831	保育料	252
固定資産税	2,390	町営住宅使用料	1,966
軽自動車税	400	下水道使用料	20
国民健康保険税	9,103	下水道受益者負担金	0
育英資金貸付金	2,234	合 計	24,196

収入未済額合計は、前年より504千円減少したが、それでも令和2年度以前分だけでも、24,196千円という多額な税金等が未収となっている。

- ② 令和5年度は佐賀県税事務所へ職員を派遣し、約20,000千円（180件）

の徴収にあたり、13,014千円（徴収率65%）を徴収できた。

- ③ 差し押えは、年金・給与・預金等で令和5年度は47件、令和6年度は現時点で9件実行されている。
- ④ 差し押えできる財産があるかどうかについては、金融機関等で調査を行っている。
- ⑤ 不能欠損処理をする場合は、その法的根拠に則り適法に処理すること。
- ⑥ 令和6年度は佐賀県税事務所への町職員の派遣はなかったが、課税の公平性の見地からしても、そのノウハウを今後も活用し、積極的な徴収に努められたい。

以上